

第95回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

会計監査人の状況
会社の体制及び方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記
(連結計算書類の連結注記表)

計算書類

株主資本等変動計算書
計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記
(計算書類の個別注記表)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

会計監査人の監査報告書謄本

監査等委員会の監査報告書謄本

上記の事項につきましては法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

東京計器株式会社

●会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 45百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

注 2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の前事業年度の職務遂行状況及び監査時間の実績について分析・評価を行い、当事業年度の監査計画、監査時間及び報酬見積りなどが適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について妥当と判断し同意いたしました。

注 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が監査等委員の全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

また、法令違反により懲戒処分や監督官庁から監査業務停止処分を受ける場合など、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、もしくは会計監査人の監査品質、独立性等を総合的に勘案し、職務の遂行が適正に実施されることに疑義が生じた場合は、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案を決定いたします。

●会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制に係る基本方針」（最終改定日 2025年12月22日）及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループの取締役及び使用人は、企業倫理規程に規定されている「東京計器グループ倫理行動基準」を法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範としています。また、当社の法務・ガバナンス担当執行役員を委員長とするガバナンス委員会は、当社のコーポレート部門の部門長で構成し、当社グループ全体の企業倫理活動及びリスク管理活動を横断的に管理しています。委員長はこれを統括し、当社グループにおける取締役及び使用人による企業倫理及びリスク管理の確立を図り、倫理行動基準の順守及び違反事案への適切な対応と、全社的なリスクの把握・評価・対応を行うことで違反行為の未然防止を図っています。
 - 2) 当社グループにおける法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段としての内部通報制度を設けて維持しています。この場合において通報者に不利益がないことを確保しています。
 - 3) 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しています。これらの反社会的勢力に対しては、組織的に対応する部署を法務・ガバナンス室とし、警察等の外部関連機関と連携しています。

【運用状況】

- ・ガバナンス委員会は、業務監査結果とその是正対策の報告、内部通報に関する報告、その他企業倫理に関連する案件及びリスク管理について取り上げ、議論を行いました。
 - ・倫理行動基準は、当社グループの全従業員に携帯用カードとして配布すると共にイントラネットへ掲示し、定期的な教育を行いました。なお、反社会的勢力との関係遮断は倫理行動基準に明記し、周知しています。
 - ・内部通報制度は、弁護士を含む複数の窓口を設置し、通報者保護を社内規程に明記するなど適切な運用を行っています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループにおける職務執行に係る情報については、文書または電磁的記録媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、文書管理に関する規程の定めるところに従い、適切且つ確実に保存し取締役等が閲覧可能な状態にて管理しています。

【運用状況】

- ・取締役会議事録、監査等委員会議事録、経営会議議事録、その他職務執行関連文書等は、それぞれ社内規程に記されている所定の手続きにより適切に作成・保存しており、取締役等の閲覧の求めに対応しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、以下のリスク管理体制を構築し、推進してまいります。

- ア. 法務・ガバナンス室は、リスクマネジメント規程に基づき、マネジメントサイクルの徹底に努めるとともに重大なリスク情報については取締役会に報告しています。
- イ. 法務・ガバナンス室は、当社グループの財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効且つ適切に行うため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し運用を管理しています。
- ウ. 法務・ガバナンス室は、当社グループのリスク管理体制、即ち責任部署を明確化し、危機管理規程に基づき緊急時の円滑な対応を図っています。
- エ. 内部監査室は、当社グループの企業倫理・活動全般はもとより財務報告に係る内部統制の適正性を監査しています。
- オ. ガバナンス委員会は、監査結果を反映した改善もしくは是正措置を審議し、その審議結果を必要に応じて法務・ガバナンス担当執行役員が経営会議、取締役会に報告しています。

【運用状況】

- ・法務・ガバナンス室によりリスクマネジメント規程に基づき、当社グループ全体におけるリスク対策プログラムを策定しています。また、当社グループ全体に及ぶリスク対策については、経営上の重大リスク対策として取締役会に報告しています。
- ・財務報告に係る内部統制については、法務・ガバナンス室により社内規程に基づき適切に運用され、内部監査室による期末監査等により、有効に運用されていることを確認しました。なお、内部監査室及び会計監査人から当連結会計年度中に指摘された内部統制上の不備については、当社各部門及び連結子会社において是正報告書を作成しました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて開催し重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っています。

代表取締役社長執行役員の諮問機関である経営会議は、常勤取締役、執行役員、カンパニー長で構成しています。経営会議は原則月2回開催し、取締役会付議案件について事前に審議するとともに、経営に関する重要事項の審議決定及び執行役員、カンパニー長の業務執行の状況を監督しています。

また、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っています。

- ア. グループ全体の目標を定め、この浸透を図るために中期経営方針及び3事業年度を期間とする中期経営計画を策定しています。
- イ. 各カンパニー長、スタッフ部署の担当取締役・執行役員及び子会社社長は、実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を立案し、必要な場合は経営会議・取締役会へ付議し決定または承認を受けて推進しています。

ウ. 進捗ヒアリングを定期的に開催し、各部門・部署及び子会社の業績等を報告させ、目標未達要因の分析と具体的な改善策の策定・実行を指示しています。

【運用状況】

- ・当社グループの中期経営方針及び中期経営計画は、当社ホームページに掲載しています。
- ・当連結会計年度は、取締役会は17回開催し、経営会議は26回開催いたしました。各カンパニーの月次決算は経営会議で報告されるとともに、四半期毎に事業の進捗及び以降の業績見通しが報告されました。また、各部門の各種施策の実行に関しては、必要に応じて社長室によりフォローアップを行っています。さらに社外取締役も含めて事業部門に対する事業進捗のヒアリング（第1四半期、第2四半期、第3四半期）を実施しています。

⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、グループとしての経営理念、グループとしての行動指針、グループとしての共通規程を共有するとともに、子会社管理規程に基づき社長室長が子会社を管理し統括しています。
- 2) 法務・ガバナンス室はガバナンス委員会で審議・決定された企業倫理活動及びリスク管理に係る諸施策を、当社グループの各部門長、各子会社社長とともに推進しています。
- 3) 内部監査室は、当社グループ全体の内部統制のモニタリングを行い、適正に運営されるように推進しています。
- 4) 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとしています。

【運用状況】

- ・当社グループの経営理念、行動指針は、当社及び各連結子会社の各部署及びイントラネットに掲載しています。
- ・社長室は、東京計器グループ経営連絡会等を通じ、連結子会社の月次決算及び経営情報の報告を受け、グループ全体の施策の共有及び指導・監督を行いました。また、内部監査室は、連結子会社に対しても業務監査及び財務報告に係る内部統制の監査を行いました。
- ・当社グループ会社間の取引については、当社担当部署がそれぞれの視点で取引内容についてチェックを行い、適切に運用されました。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置します。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置きません。

【運用状況】

- ・監査等委員会に関連する組織として監査等委員会室を設置し、専属スタッフ1名、兼任スタッフ1名を配置しています。監査等委員会室のスタッフは、監査等委員会の事務局業務、社内会議への出席等、日常的な事務作業支援の他、会計監査人による各種往査等において監査等委員会の指示により立会う等、監査等委員会の支援業務を行っています。

⑦ ⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会室の専属スタッフは監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。また、兼任スタッフは、人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保します。

【運用状況】

- ・監査等委員会室所属の専属スタッフの評価は、監査等委員会により行われました。また、兼任スタッフについての評価は事前に監査等委員会に報告され、監査等委員会の同意の下に行いました。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある場合、もしくは倫理行動基準に違反する行為があったと認められる、またはその恐れがある場合は、その事実を監査等委員会に報告します。なお、当該報告を行ったことによって報告者に不利益な取り扱いがなされないことを確保します。
- 2) 監査等委員会は、財務報告に係る内部統制の整備・運用について、法務・ガバナンス室及び内部監査室等に対し必要に応じて状況の報告を求めることができます。

【運用状況】

- ・監査等委員は取締役会に、常勤監査等委員は経営会議、東京計器グループ経営連絡会等の重要な会議に出席しました。この他、内部統制に係る年度計画、各種施策やその結果は、監査等委員会からの要望等に応じて担当部署が監査等委員会に報告しました。
- ・内部監査室が行う業務監査の計画策定及び監査結果、内部通報の内容及びその対応結果等は随時監査等委員会あるいは常勤監査等委員に報告され、必要に応じて監査等委員会から意見を出しています。
- ・国内連結子会社の監査役または海外関係会社の監査役相当の役員からは、必要に応じて監査等委員会へ監査内容の報告を行いました。なお、関係会社の監査役等は常勤監査等委員及び監査等委員会室所属のスタッフが分担して兼務しています。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。また、監査等委員会が、その職務の遂行について生ずる費用の請求をした場合は、会社は監査等委員会の求めに応じて適切に処理します。

【運用状況】

- ・監査等委員が当連結会計年度に行った費用請求は、適切に処理されました。
- ・監査等委員会は、会計監査人と会合を持ち、意見交換を行いました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社グループは、計測・認識・制御という人間の感覚の働きを最先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針のもと従業員が日々研鑽しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

然しながら、当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきと考えています。一方で、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えています。従って、買収提案がなされた場合には、その買収提案が企業価値を低下させるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と相当な検討期間を確保することで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することが必要と考えています。

② 具体的な取り組み

当社はこのような株主の皆様の判断の機会を確保し、更には当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報と相当な検討期間を確保し、買収提案者との交渉を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる同意なき買収を抑止することを目的として、買収提案者が具体的な買収行為を行う前に取るべき手続を明確かつ具体的に示したものとして「大規模買付ルール（買収への対応方針）」を導入しています。本ルールは3年毎に見直し、取締役会にて決議後、株主総会にて承認を受けます。

本ルールの概要は以下のとおりです。

ア. 本ルールの発動にかかる手続の設定

当社の発行する株券等に対する20%以上の買付けもしくは20%以上となる買付けを行うおうとする行為又はその提案(以下、「大規模買付行為」といいます。)に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社グループの中期経営計画や代替案等を提示する、大規模買付者等との交渉等を行っていくための手続、更には対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどに至る手続を定めています。

イ. 取締役会の恣意的判断を排除するための特別委員会の利用

本ルールにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社の独立社外取締役

や、当社グループと全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士等の有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性・公正性を確保することとしています。

③ 具体的な取り組みに対する合理性

ア. 企業買収における行動指針及び東京証券取引所の規則の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の原則、②株主意思の原則、③透明性の原則）、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収への対応方針の導入に係る遵守事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を完全に充足しています。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め大規模買付行為者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切なご判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために大規模買付行為者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入するものです。

ウ. 株主意思を重視するものであること

本ルールは株主総会における株主の皆様のご承認をもってその導入、継続の可否が決定することから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本ルールの継続の決定後、本ルールの有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されますので、いつでも株主総会にご提案いただいて本ルールを廃止することができます。

なお、本ルールの有効期間は2007年度定時株主総会（2007年6月28日開催）において導入を決議後3年間とされ、2010年度の定時株主総会（2010年6月29日開催）、2013年度の定時株主総会（2013年6月27日開催）、2016年度の定時株主総会（2016年6月29日開催）、2019年度の定時株主総会（2019年6月27日開催）、2022年度の定時株主総会（2022年6月29日開催）及び2025年度の定時株主総会（2025年6月26日開催）において継続する旨決議されました。今後も3年毎に、定時株主総会において株主の皆様のご信任を得ることとしています。また、有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断（勧告）の概要については、株主の皆様へ情報開示されることとされており、本ルールの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

オ. 合理的な客観的発動要件の設定

本ルールは、予め定められた合理的な客観的要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に該当しなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

カ. デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本ルールは、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社の監査等委員でない取締役の任期は1年としており、期差任期制度を採用していませんので、本ルールは、スローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収への対応方針）でもありません。

- 備考 1.本事業報告中の記載数値は、表示してある数値未満の端数を四捨五入しております。
2.消費税等は税抜方式によっております。

連結株主資本等変動計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,218	32	29,580	△649	36,180
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△575	－	△575
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	4,005	－	4,005
自己株式の取得	－	－	－	△3	△3
自己株式の処分	－	14	－	4	18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	14	3,430	2	3,446
当期末残高	7,218	45	33,010	△648	39,626

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,718	359	2,161	4,238	589	41,007
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△575
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	4,005
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△3
自己株式の処分	－	－	－	－	－	18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	712	17	927	1,657	46	1,703
当期変動額合計	712	17	927	1,657	46	5,148
当期末残高	2,430	376	3,089	5,895	635	46,155

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

● 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記
(連結計算書類の連結注記表)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………9社（全ての子会社を連結の範囲に含めております）

主要な会社名：東京計器アビエーション（株）、東京計器パワーシステム（株）、
東京計器インフォメーションシステム（株）

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数……………2社

会社名：TOKIMEC KOREA POWER CONTROL CO.,LTD.、
TOKIMEC KOREA HYDRAULICS (Wuxi) CO.,LTD.

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOKYO KEIKI U.S.A.,INC.及び東涇技器（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日
であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～65年
機械及び装置	4年～12年
工具器具及び備品	2年～15年

- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に備えるため、過去の支給実績を勘案し当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 株主優待引当金……………将来の株主優待制度の利用に備えるため、当連結会計年度末における株主優待制度の利用見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………連結子会社6社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社グループは、船舶港湾機器、油空圧機器、流体機器、防衛・通信機器、検査機器、鉄道機器の製造販売を主な事業としております。このような製品の販売について、据付の義務を負う製品は据付が完了した時点、据付の義務を負わない製品は引き渡し完了した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。据付の義務を負わない製品の内、契約に複数の製品が含まれる一部の取引については、当該契約に含まれるすべての製品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、製品の国内の販売において、主として出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合に、「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号）」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及びリベートを控除した金額で測定しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① グループ通算制度の適用……………グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法…退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当社グループの棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
商品及び製品	2,551
仕掛品	15,508
原材料及び貯蔵品	9,133
合計	27,192

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は取得原価で評価しておりますが、収益性の低下により正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には正味売却価額（原材料及び貯蔵品については再調達原価）で評価し、取得原価との差額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、営業循環過程から外れた滞留品については、一定の保有期間を超えた場合に定期的に帳簿価額を切下げ、当該切下げ額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

なお、当社グループは、事業の特性上、受注から納品・売上計上までの期間が複数会計年度に跨る商品及び製品や、将来の保守用部品を一定量、一定期間にわたり保有する必要がある商品及び製品を多く取り扱っていることから、棚卸資産回転期間が長くなる傾向にあります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

正味売却価額での評価にあたっては、通常の営業過程における実績売価を基礎としておりますが、顧客や市場の変化、景気の後退、為替レートの変動等によりこの見積りと実績との間に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の売上原価に影響を与える可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、本社賃貸借契約に伴う原状回復義務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行いました。この変更により、従来の方法と比べて当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は312百万円増加しております。

なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 34,789百万円

2. 有形固定資産の減損損失累計額

連結貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、

「8. 収益認識に関する注記 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高」に記載しております。

4. その他の流動負債のうち、契約負債の金額は、

「8. 収益認識に関する注記 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高」に記載しております。

5. 貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調整を行うため取引金融機関3社と貸出コミットメント契約を締結しております。貸出コミットメント契約に基づく借入金未実行残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円
借入実行残高	—
差引額	5,000

5. 連結損益計算書に関する注記

- 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益の金額は、
「8. 収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。
- 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額（△は戻入額）
売上原価 △69百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 17,076,439株
- 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	575	35.0	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	657	利益 剰余金	40.0	2026年 3月31日	2026年 6月29日

(注) 2026年6月26日開催予定の定時株主総会にて、上記議案を付議いたします。

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、資金調達については主として銀行からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・売掛金等は顧客の信用リスクに晒されております。また、海外との取引等で生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・買掛金等は1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は運転資金及び設備投資に必要な資金等の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後14年7ヶ月であります

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信規程に従い、営業債権について、信用調査や財務分析等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を判断して財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信規程に準じて、同様の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社の営業債権や営業債務には外貨建てのものがありますが、恒常的に外貨建ての営業債務は外貨建ての営業債権範囲内です。また外貨建ての営業債権は、そのほとんどが短期の決済案件であり、為替の変動リスクはほとんどないと考えられるため、為替予約等は実施していません。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

なお、連結子会社についても、当社に準じて、同様の市場リスク管理を行っております

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、グループCMSを導入し、グループ間での資金の有効活用を図っております。また、適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰り動向の把握・管理を行うとともに、コミットメントライン契約等により、手許資金を安定的に維持・確保する体制になっております

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額299百万円）及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額1,276百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	19,896	19,896	－
(2) 電子記録債権	3,899	3,899	－
(3) 未収入金	1,435	1,435	－
(4) 投資有価証券	4,334	4,334	－
(5) 差入保証金	1,035	725	△310
(6) 支払手形及び買掛金	(6,202)	(6,202)	－
(7) 短期借入金(*2)	(8,264)	(8,264)	－
(8) 未払金	(1,290)	(1,290)	－
(9) 未払法人税等	(496)	(496)	－
(10) 長期借入金(*2)	(13,522)	(12,900)	△621

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたもの（連結貸借対照表計上額5,231百万円）については、本表では長期借入金として表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,334	—	—	4,334
資産計	4,334	—	—	4,334

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	19,896	—	19,896
電子記録債権	—	3,899	—	3,899
未収入金	—	1,435	—	1,435
差入保証金	—	725	—	725
資産計	—	25,955	—	25,955
支払手形及び買掛金	—	6,202	—	6,202
短期借入金	—	8,264	—	8,264
未払金	—	1,290	—	1,290
未払法人税等	—	496	—	496
長期借入金	—	12,900	—	12,900
負債計	—	29,153	—	29,153

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

本社と平和島事業所の敷金の時価の算定は、敷金の額を国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。その他の敷金については、1件あたりの金額が僅少なため、当該帳簿価額によっております。いずれもレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利息の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントを国内・海外別、顧客との契約から生じる収益とそれ以外に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他の 事業 (注)	調整額	合計
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計			
売上高								
国内	5,130	10,377	5,214	25,857	46,578	3,349	1	49,927
海外	8,545	1,459	197	158	10,359	882	－	11,240
顧客との契約 から生じる収益	13,675	11,836	5,410	26,015	56,936	4,230	1	61,168
その他の収益	－	－	－	－	－	18	－	18
外部顧客への売上高	13,675	11,836	5,410	26,015	56,936	4,249	1	61,186

(注) 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検査機器事業、鉄道機器事業、情報処理業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険代理業等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	1,043
売掛金	18,773
契約資産	—
合 計	19,816
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	699
売掛金	19,197
契約資産	—
合 計	19,896
契約負債（期首残高）	
返金負債	3
前受金	1,410
合 計	1,413
契約負債（期末残高）	
返金負債	—
前受金	1,075
合 計	1,075

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。
 なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	38,632
1年超2年以内	15,776
2年超3年以内	4,160
3年超	1,307
合計	59,875

9. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,770円05銭
2. 1株当たり当期純利益 243円75銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	7,218	18	18	730	23,014	23,744
当期変動額						
利益準備金の積立	—	—	—	58	△58	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△575	△575
当期純利益	—	—	—	—	3,534	3,534
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	14	14	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	14	14	58	2,901	2,959
当期末残高	7,218	32	32	788	25,915	26,702

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△649	30,330	1,709	1,709	32,039
当期変動額					
利益準備金の積立	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△575	—	—	△575
当期純利益	—	3,534	—	—	3,534
自己株式の取得	△3	△3	—	—	△3
自己株式の処分	4	18	—	—	18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	713	713	713
当期変動額合計	2	2,974	713	713	3,687
当期末残高	△648	33,304	2,422	2,422	35,726

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

● 計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（計算書類の個別注記表）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式、関係会社出資金 ……総平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料及び貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産……………1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～65年

機械及び装置 4年～12年

工具器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に備えるため、過去の支給実績を勘案し当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 株主優待引当金……………将来の株主優待制度の利用に備えるため、当事業年度末における株主優待制度の利用見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により費用処理しております。
 数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により、翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社は、船舶港湾機器、油空圧機器、流体機器、防衛・通信機器、検査機器の製造販売を主な事業としております。このような製品の販売について、据付の義務を負う製品は据付が完了した時点、据付の義務を負わない製品は引き渡し完了した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。据付の義務を負わない製品の内、契約に複数の製品が含まれる一部の取引については、当該契約に含まれるすべての製品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、製品の国内の販売において、主として出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合に、「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号）」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及びリベートを控除した金額で測定しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1)グループ通算制度の適用……………グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
- (2)退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当社の棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
商品及び製品	2,295
仕掛品	14,931
原材料及び貯蔵品	8,571
合計	25,796

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「2. 会計上の見積りに関する注記 当社グループの棚卸資産の評価 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

連結計算書類「2. 会計上の見積りに関する注記 当社グループの棚卸資産の評価 (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響」に記載した内容と同一であります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、本社賃貸借契約に伴う原状回復義務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行いました。この変更により、従来の方と比べて当事業年度の税引前当期純利益は312百万円増加しております。

なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

4. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 33,272百万円

2. 有形固定資産の減損損失累計額
貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,700百万円
短期金銭債務	5,796百万円
長期金銭債権	59百万円

4. 貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調整を行うため取引金融機関3社と貸出コミットメント契約を締結しております。貸出コミットメント契約に基づく借入金未実行残高は以下のとおりであります。

	当事業年度 (2026年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円
借入実行残高	—
差引額	5,000

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	10,398百万円
仕入高	1,673百万円
その他の営業取引高	2,286百万円
営業取引以外の取引高	603百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	643,453株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	418百万円
棚卸資産評価損	263 //
未払社会保険料	68 //
資産除去債務	279 //
ソフトウェア償却費	230 //
長期未払金	5 //
投資有価証券評価損	53 //
減損損失	201 //
その他	161 //
繰延税金資産小計	1,677 //
評価性引当額	△322 //
繰延税金資産合計	1,356 //

繰延税金負債

前払年金費用	△645百万円
その他有価証券評価差額金	△1,052 //
繰延税金負債合計	△1,698 //
繰延税金資産の純額	△342 //

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年内	664百万円
1年超	1,976百万円
計	2,640百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東京計器アビエーション(株)	直接 100%	当社製品の販売、 当社製品の仕入、 当社設備の賃貸、 CMS取引	当社製品販売 (注1、2)	8,627	受取手形	4
				当社製品仕入 (注1、2)	279	売掛金	2,723
				CMS資金貸借 (注5)	721	買掛金	159
						短期借入金	721
子会社	東京計器パワーシステム(株)	直接 100%	当社製品の仕入、 当社設備の賃貸、 CMS取引	当社製品仕入 (注1、2)	854	買掛金	438
				設備賃貸料 (注1、3)	97	その他流動資産	25
				CMS資金貸借 (注5)	221	短期借入金	221
子会社	東京計器インフォメーションシステム(株)	直接 100%	当社の計算業務委託、 ファクタリング、 CMS取引	CMS資金貸借 (注5)	1,004	買掛金(注4) 短期借入金	1,560 1,004
子会社	東京計器テクノポート(株)	直接 100%	CMS取引	CMS資金貸借 (注5)	292	短期借入金	292
子会社	東京計器レールテクノ(株)	直接 70%	当社製品の販売、 当社設備の賃貸、 CMS取引	設備賃貸料 (注1、3) CMS資金貸借 (注5)	95 560	その他流動資産 短期借入金	2 560
子会社	(株)モコス・ジャパン	直接 100%	CMS取引	CMS資金貸借 (注5)	99	短期借入金	99

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考にし、価格交渉の上で決定しております。

(注3) 設備賃貸料の取引条件は、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注4) 子会社東京計器インフォメーションシステム（株）に対する買掛金残高は、当社の仕入先が当社に対する売上債権の一部を同社に債権譲渡し、当該支払業務を同社に委託した債務であります。

(注5) CMS（キャッシュ・マネジメントシステム）による資金貸借取引については、残高が随時変動するため、取引金額には当事業年度中の増減額を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,174円03銭
2. 1株当たり当期純利益	215円05銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

東京計器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石川 航 史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 貴 士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京計器株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

東京計器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石川 航 史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 貴 士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京計器株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、法務・ガバナンス室及び内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び会計監査人から受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

東京計器株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鹿島 孝弘 ㊟

監査等委員 中村 敬 ㊟

監査等委員 橋本 昭彦 ㊟

(注) 監査等委員中村敬及び橋本昭彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上